

令和 5 年 9 月

管内のみなさまへ

小諸労働基準監督署長
佐久公共職業安定所長

「Hello! こもろ一き通信」の発行について

労働行政の推進につきましては、日頃から格別の御配慮をいただき厚く御礼申し上げます。

さて、小諸労働基準監督署においては、令和4年度から、時機を捉えた労務管理上のポイント及び管内の労働災害事例を踏まえた再発防止対策等についてとりまとめ、「こもろ一き通信」として発行してきたところですが、今般、佐久公共職業安定所（ハローワーク佐久）とも連携の上、

「Hello! こもろ一き通信」

と改称し、労働行政の情報提供をタイムリーに行っていくため、定期発行し、広く管内のみなさまに発信させていただくこととしました。より充実した内容で、分かりやすい紙面の作成を今後も目指してまいります。

本通信をご確認いただき、自社の労務管理等にお役立て頂ければと思っておりますので、引き続きよろしく願いいたします。



9月は「職場の健康診断実施強化月間」です。

厚生労働省では、毎年9月を「職場の健康診断実施強化月間」とし、集中的に啓発を行っています。同月間中、特に一般定期健康診断の確実な実施、同結果についての医師の意見聴取、同意見を踏まえた就業上の措置の実施の徹底をお願いします。

定期健康診断のほか、化学物質を取り扱う業務や石綿を取り扱う業務などは「特殊健康診断」を、深夜業を含む業務等に従事する労働者に対しては「特定業務従事者の健康診断」を実施する必要があります。これらは実施頻度が一般の定期健康診断と異なりますので注意してください。

健康診断実施後、異常の所見が認められた労働者については、医師の意見を聴く必要があります。産業医の選任義務のない事業場については、地域産業保健センターを利用して、無料で意見を求めることができます（まずは、地域産業保健センターのコーディネーターにご連絡をお願いします）。



長野産業保健
総合支援センター
ホームページ



就業規則の定期的な見直しをお願いします。

先月、小諸労働基準監督署では「就業規則見直し意見交換会」を開催し、多くの事業場の皆様にご参加いただきました。

意見交換会では、「近年の法改正に沿って就業規則が変更されているか?」、「規則の内容が実態と合っているか?」をポイントに、当署職員に加え、長野労働局、佐久公共職業安定所及び長野働き方改革推進支援センター職員による説明のほか、参加頂いた各事業場担当者の皆様で意見交換を行っていただきました。

例えば、月60時間を超える時間外労働の割増率について法改正がありました。就業規則の記載内容は既に変更されていますでしょうか?また、定められた所定労働日や手当支給額は、実際の労働日や支給額と合っているでしょうか?

厚生労働省で作成している「モデル就業規則」を参考に、自社の就業規則を見直してみてください。



「モデル就業規則」
(令和5年7月版)



「全国労働衛生週間」について

全国労働衛生週間は、労働者の健康管理や職場環境の改善等、労働衛生に関する国民の意識を高め、職場での自主的な活動を促して労働者の健康を確保すること等を目的に実施されています。

毎年9月1日から30日までを準備期間、10月1日から7日までを本週間とし、この間、各職場で職場巡視やスローガン掲示、労働衛生に関する講習会・見学会の開催等、さまざまな取り組みを展開します。今年のスローガンは、「目指そうよ二刀流 こころとからだの健康職場」で、働く上で基本となる健康の確保について、「こころ」と「からだ」の両面から対策を進めることで、誰もが快適で健康に働くことができる職場づくりを目指していくことを表しています。各事業場において、長時間労働による健康障害の防止対策やメンタルヘルス対策、治療と仕事の両立支援、化学物質対策及び石綿対策等についての取り組みをよろしくお願いたします。



「こころの耳」
「治療と仕事の
両立支援ナビ」



「人材開発支援助成金」を活用してみませんか。

「人材開発支援助成金」は、事業主等が雇用する労働者に対して、その職務に関連した専門的な知識及び技能の習得をさせるための職業訓練等を計画に沿って実施した場合に、訓練経費や訓練期間中の賃金の一部等を助成する制度です。

例えば、新入社員など、従業員への研修をする場合、「人への投資促進コース」の定額制訓練（サブスクリプション型）では、訓練にかかる経費の最大60%が助成されます。

また、「事業展開等リスキング支援コース」では、新規事業の立ち上げ等の事業展開に伴う人材育成、または、デジタル・グリーン化に対応した人材育成を行う事業主等へ助成されます。

【お問い合わせ先】

長野労働局職業安定部訓練課
(TEL: 026 - 226 - 0862)



【編集後記】

ハローワーク佐久と連携し、タイムリーな労働行政の情報提供に努めますので、改めてよろしくお願いいたします。

(第18号: 令和5年9月発行)